

# 平成 29 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間実施要綱

富山労働局

## 1 趣 旨

富山県内における平成 29 年の労働災害による死者者数は、10 月末日現在で 9 人となり、昨年同期を 1 人下回っているものの、死傷者数は、10 月末現在において 928 人となり、昨年同期に比べ 81 人（9.6%）増加している。

これら労働災害の発生原因をみると、安全衛生管理の取組が労働者に徹底されていないことによるもの、安全衛生意識の低下や欠如によるものがみられるところである。

かかる労働災害の動向に加え、これから年末にかけては物流が活発化する中で各種の業務や作業が輻輳し、大掃除、保守点検等の非定常作業が増加してくること、寒冷や降雪等の厳しい気象条件等により一段と労働災害の発生しやすい状況になること等から、労働災害防止に特別の配慮が必要である。

このため、「平成 29 年度年末・年始労働災害防止対策強化期間」を設定し、本期間中の重点事項について事業場が自主的に取組み、より一層の実効ある労働災害防止対策の強化を図ることにより労働災害の撲滅を期することとする。

## 2 重点事項

- (1) 降雪、凍結による転倒等労働災害の防止
- (2) 交通労働災害の防止
- (3) 墜落・転落災害の防止
- (4) はさまれ・巻き込まれ災害等動力機械による災害の防止
- (5) 荷役作業における労働災害の防止
- (6) 火災・爆発災害の防止
- (7) 非定常作業における労働災害の防止

## 3 強化期間

平成 29 年 12 月 11 日（月）から平成 30 年 1 月 20 日（土）まで

## 4 キャッチフレーズ

“みんなで取り組む安全活動 年末年始も無災害”

## 5 事業場における実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と 4S の徹底
- (4) 安全衛生パトロールの実施
- (5) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (6) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (7) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (8) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示による啓発
- (9) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

## 6 局及び署における具体的実施事項

### (1) 労働災害防止団体に対する協力要請（局）

- ① 安全パトロールの実施等自主的労働災害防止活動の強化
- ② 関係事業場における次の事項の確実な実施
  - イ 経営首脳者による職場安全総点検の実施
  - ロ 労働者の安全衛生意識の高揚に向けた効果的な取組
  - ハ 危険性及び有害性等の調査（リスクアセスメント）の適切な実施
  - ニ 交通労働災害防止対策の強化
  - ホ 降雪、凍結等による転倒災害防止対策の強化

### (2) 死亡災害等重篤災害防止に係る監督指導等の強化（署）

本期間中に、死亡災害等重篤災害の危険性の高い業種等を対象とした監督指導等を強化する。

### (3) 労働災害防止団体が実施する自主的労働災害防止活動に対する支援（局・署）

各労働災害防止団体が期間中に実施する自主的な労働災害防止対策の取組に対する支援をする。

### (4) 広報の実施（局）

ホームページへの掲載